

【第1回ホームレス自立支援推進会議資料4の計画の方向性】

参考1

(1) 居住支援の充実		対応
1	再びホームレスとなるのを防ぐために、居住を確保した後も、見守り支援等を行う地域居住支援事業を推進する。また、単独での実施が可能となったため、居住支援事業（一時生活支援事業）を行っていない自治体にも実施を呼びかける。	<p>【検討箇所】 P11,P12</p> <p>さらに、令和元年度から、生活困窮者自立支援法の一部改正により法制度化された、地域居住支援事業については、これまでシェルター事業の実施が前提でしたが、制度運用の見直しにより令和5年10月から単独での実施が可能となったため、居住支援事業を行っていない自治体にも実施を呼びかけ、活用の促進を図ります。と修正し、キーワードにも同様に追記します。</p>
2	民間賃貸住宅等への入居を円滑にするため、居住支援協議会等を活用し、居住支援法人や住宅部局との連携を強化する。	<p>【検討箇所】 P12,13</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）及び第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図った支援を検討します。と追記します。また、キーワードに居住支援法人と居住支援協議会についての記載を追加します。</p>
3	安定した居住を確保するため、ホームレスを含む生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録戸数の増加を目指す。	<p>【検討箇所】 P13</p> <p>ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の増加を目指します。また、この登録住宅の情報提供及び不動産関係団体や居住支援法人と連携したホームレスの入居に資する啓発活動を進めます。と追記します。</p>
(2) 個々の事情に対応した支援		
1	配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、対象者に応じた必要な支援を行う。	<p>【検討箇所】 P5,6</p> <p>加えて、配偶者等からの暴力により、本来の居所からの避難を余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、一時的な居住場所の確保や相談支援等必要な支援を行います。と追記します。</p>

2	支援を望まない人への対応については、巡回相談を行っている市町村に対して、ホームレス支援団体を通じて、巡回を行う者を対象にした研修等を行うことを検討する。	【検討箇所】 P9 支援を望んでおらず、支援が行き届かない人への対応として、ホームレス支援団体等を通じて、巡回を行う者を対象にした研修等を行うことを検討します。と追記します。
(3) 県民への啓発		
1	ホームレスのピアサポーターの活用について検討する。	【記載箇所】 P15 ホームレスの継続就労等を目的として、ホームレスのピアサポーターについて検討します。
2	不動産業者に対して、ホームレスの受け入れの理解を得るために啓発を行い、連携を図る。	【検討箇所】 P20 …不動産関係者に対しては、ホームレスの受け入れの理解を得るために啓発を行います。と追記します。
3	県民への啓発として、巡回相談や炊き出し等を行うボランティアの拡大、定着を図る。また、様々な団体や組織（企業や医療機関、商工団体等）に対する啓発活動等を実施する。	【記載箇所】 P20 ・「ホームレス自立支援推進会議」の参加団体、その他の様々な団体や組織（企業、医療機関、商工団体、商店街、町内会・自治会等）への啓発活動を通じて、ホームレス問題への理解の浸透を図ります。 ・社会福祉協議会など地域の様々な団体が開催するイベント等を通じて、巡回相談や食糧支援、借間探しなど、「私にできるサポート」を行うボランティアの拡大、定着を図ります。